

和歌山市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

和歌山市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	・・・ 2
2. 目標	・・・ 3
3. 計画の期間	・・・ 3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	・・・ 3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	・・・ 6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

和歌山市教育委員会では令和6年3月に「第3次和歌山市教育振興基本計画」を策定し、「ともに学び ともに支えあい 未来につながる教育」を基本理念とし、社会全体で将来の和歌山市を創造できる人を育てる教育をめざしている。

学校においては、社会を生き抜く子供たちの学力を育成するため、さまざまな取組を進めているところであるが、教育職員の業務は、日々の授業における準備だけでなく、ICT を活用した授業の推進、特別支援教育の充実、いじめ・不登校への対応、保護者・地域からの相談など、範囲・量とも増加の一途をたどっている。

このような状況の中、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員の業務量の適正管理と健康確保措置の強化が喫緊の課題となっている。

和歌山市教育委員会としては、教育職員の業務の見直しと効率化を推進することで、教育職員のより効果的な働き方改革を進め、児童生徒により良い教育活動を行うことができる環境を整えるため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

(2) 本市の現状

ア 本市では、平成30年4月より出退勤システムを導入し、教育職員の在校等時間を管理してきた。また、令和2年に「和歌山市立義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する規則」を策定し、教育職員の在校等時間の上限を定め、その時間の縮減に取り組んできた。

イ 令和4年に全ての小・中・義務教育学校の電話機に、留守番電話機能をつけ勤務時間終了後の電話対応の時間を決め、教育職員の在校等時間の縮減に取り組んできた。

ウ 本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

時間外在校等時間（校種別）

	年平均	月45時間以上の割合	月80時間以上の割合	年360時間以上の割合
小学校	月17.22時間	5.46%	0.23%	16.41%
中学校	月19.27時間	4.67%	0.31%	19.04%
高等学校	月20.83時間	10.39%	5.07%	20.00%

2. 目標

- ・本計画において達成を目指す目標は次のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ア 1か月時間外在校等時間が45時間以上の割合を0%にする。
- イ 1年間時間外在校等時間が360時間以上の割合を0%にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

【カッコ内は令和6年度の数値】

- ア 年間の年次有給休暇の取得日数は13日以上を維持する。(13.3日)
- イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%以下に減少させる。
(12.4%)
- ウ ストレスチェックにおける働きがいなどに関する質問事項への肯定的な回答の割合を80%以上にする。(75.4%)

それぞれの目標を達成することで、教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係を築いた上で専門性を発揮し、生き生きと教育活動に取り組むことを目指す。

3. 計画の期間

- ・令和8年度(2026年度)～令和11年度(2029年度)

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ・本市では、本計画期間中の重点事項として、次の内容に取り組む。

(1) 「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
 - ・保護者や地域住民による見守り活動を推進する。
- ②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
 - ・放課後や夜間の見回りは警察に委ね、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
 - ・補導された児童生徒の引き取りに関しては、保護者が第一義的な責任において行うことについての認識を共有する。

③学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）

- ・学校徴収金の徴収・管理については、システム導入についての調査研究を関係部局と検討する。

④地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等

- ・地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等について、教頭等特定の職員に責任や負担が集中しないよう、職員の間での役割分担を行うようにする。

⑤保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

- ・学校において対応が困難になった場合、教育委員会や学校問題サポートチームによる相談や助言等を行い、学校をサポートしていく。
- ・各校の電話機に、通話音声録音機能を付加していくよう検討する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

⑥調査・統計等への回答

- ・様々な調査や統計などの回答については、できる限り電子データでの報告を求めたり、オンラインによる回答ができたりするようにし、ICT等を活用しながら作業の効率化を目指し、教育職員の負担軽減を目指す。

⑦学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

- ・事務職員や教員業務支援員等と協力しながら作業をすすめるとともに、教育委員会の担当部署との連携を強化していく。また学校保護者間連絡ツールを活用し、教育委員会や学校から保護者への連絡等の効率化を図る。

⑧ICT 機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理

- ・これまでも教育委員会と連携し対応してきたが、保守点検の企業と連携を密にし、校務支援システムにおいて事務作業の効率化や ICT 機器を活用した授業ができる環境を整えていく。

⑨学校プールや体育館等の施設・設備の管理

- ・学校プールの管理については、民間施設利用を含め、管理のあり方について検討する。
- ・体育館等の施設利用における事務手続きは、教育委員会が主となり対応し、教頭等特定の職員の負担軽減に努める。

⑩校舎の開錠・施錠

- ・教室などの戸締りや見回り、校舎の開錠・施錠は役割分担をして、一部の職員に負担が集中しない環境を整備する。

⑪児童生徒の休み時間における安全への配慮

- ・学校の職員における輪番制による見回り等で負担軽減を促進する。

⑫校内清掃

- ・校内清掃は、回数や範囲の合理化等を検討する。

⑬部活動

- ・部活動における休養日・練習時間の設定や部活動指導員の配置等により教育職員の負担軽減に取り組むとともに、部活動の地域展開・地域連携を推進する。

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

⑭給食の時間における対応

- ・食に関する指導については、栄養教諭と学級担任等が連携しながら実施する。

⑮授業準備

- ・ICT 機器を活用した教材などの共有化に取り組むとともに、教員業務支援員との協力体制の強化により教育職員の負担軽減を目指す。

⑯学習評価や成績処理

- ・校務支援システムや自動採点システムを積極的に活用し、成績処理等における負担軽減を図る。

⑰学校行事の準備・運営

- ・学校行事の精選を行うとともに地域や保護者との連携を深め、学校行事等の準備や運営への参画を促進する。

⑱進路指導の準備

- ・進路指導における情報収集などについて、就職支援員との協働を促進する。

⑲支援が必要な児童生徒・家庭への対応

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的なスタッフとの協働を促進する。

(2) 学校における措置の推進

学校における次の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ア 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で必要な時数となるよう設定する。特に標準時間数が大幅に上回らないようにしていく。

- イ 学校の様々な活動等において、形骸化し十分な効果が見込めないものを見直しや清掃時間や頻度、放課後の活動の見直し等を行う。
- ウ 校務のDX化において、会議の精選や会議資料の簡略化など、これまで以上にICTを活用し校務の効率化を推進していく。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、次の内容に取り組む。

- ア 11時間を目安とする勤務間インターバルが取れるように、教育職員に自分自身の働き方を意識させるようにし、十分な生活時間や睡眠時間など休息時間を確保するよう周知する。
- イ 現在各校で実施しているストレスチェックの結果を活用し、職場改善に努める。
- ウ 年次有給休暇について、まとまった日数を連続して取得できるように各学校に対して取得を促進するよう啓発する。
- エ 各校におけるノー会議週間や定時退校促進日などを、これまで以上に積極的に設定することを促し、教育職員の定時退校を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組を確実に実行するために、教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、和歌山市教育委員会のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会や総合教育会議において報告することとする。
- ・学校での児童生徒等の支援に専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、現在の出退勤システムを活用しながら把握する。また、その他の目標については、勤務状況報告書や毎年実施しているストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取りや指導等を実施する。特に時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、年度途中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメントに関する研修等を周知し、積極的に活用するよう促す。

各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。

- ・保護者、地域の理解を促進するために、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、理解・協力を得られるようにする。